

10 農林水産省 特区第14次 再々検討要請回答

管理コード	100030	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	教育の機会均等の確保と獣医師偏在是正のための 地域限定での大学獣医学部の設置許可	都道府県 提案事項管理番号	愛媛県 1049010
提案主体名	愛媛県、今治市		

制度の所管・関係府省庁	文部科学省 農林水産省
該当法令等	当方では当該提案における規制を所管していない。
制度の現状	当方では当該提案における規制を所管していない。

求める措置の具体的内容	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取り扱いに関する基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(具体的事業の実施内容)</p> <p>都市再生機構、今治市及び愛媛県が整備する今治新都市開発整備地区に、構造改革特区により獣医師養成系大学を設置し、四国地域の教育の機会均等確保と獣医師偏在の是正を図る。</p> <p>(提案理由)</p> <p>獣医師を志す四国の高校生は、西日本の獣医学部(科)定員が全体の18%、165人だけであることから、遠隔の大学への進学を余儀なくされ、経済的負担等から進学を断念する事例が多いなど教育の機会均等が確保されていないことが、今春実施した意識調査に表れている。しかし、文部科学省は11都道府県に獣医師系大学が設置され、県境を越えた広い地域から学生が集まっている現状から、四国地方が他の地域と比して直ちに均衡を失している状況でないとの考えは実態と大きく乖離している。</p> <p>また、前回提案における文部科学省の回答は、獣医師全体の需給規模及びそのバランスを考慮し、基本的には、全国的見地から獣医師養成機能をもつ大学全体の課題として対応することが適切とし、特区対応はできないとの回答であったが、既存獣医学部を持つ大学全体として対応しても、獣医学部が設置されておらず、著しく不利な状況のまま放置されている四国地域においては、地域の獣医師不足の解消の特効薬とならないことから、地域の特性に応じ規制緩和を認める構造改革特区により早急に対策を講じることが得策である。なお、積極的な留学生受入や海外との教育・研究交流を図るなど世界水準を視野に入れた教育を行う大学を誘致することで、獣医師の粗製乱造に繋がることなく動物伝染病等への迅速かつ専門的な対応や高次医療分野での地域貢献、四国地域の活性化が期待できる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容
当方では当該提案における規制を所管しておらず適否は判断できない。			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>前回(第13次)提案における提案者からの同様の提案についての再検討要請に対する貴省の回答によれば、獣医療の供給体制整備のための基本方針については、「本年秋から獣医事審議会計画部会において、審議を行い、見直しをすることとしている。」とのことであるが、見直しの進捗状況について回答されたい。併せて、右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>西日本の獣医学部の定員が国公立大学のみで18%しかないことと、西日本で活動する獣医師が全国の31.5%しかないことは、養成機関の立地の偏在が卒後の活動場所にも影響を及ぼし、そのことが四国ブロックの獣医師の不足の推計に関係していると考えられないか。</p> <p>また、卒業後の研修を行う際も獣医学部空白ブロックでは十分な研修を受けられにくく、獣医療の水準の維持に苦勞され、また、産業系獣医師や公衆衛生獣医師の確保が困難となっている。</p> <p>そのため、文部科学省に獣医学部空白ブロックでの定員枠の拡大を働きかけていただきたい。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し
<p>平成20年12月2日には、獣医療法に基づく「獣医療の提供体制の整備のための基本方針」の策定のため第一回目の獣医事審議会計画部会が開催されたところであり、農林水産省としては、獣医師の活動分野・地域偏在の要因分析等に関する当該計画部会での審議等を踏まえながら、文部科学省に対し必要に応じて獣医師の就業状況等の情報提供を行っていく。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの再意見	<p>獣医事審議会計画部会の主な論点のうち、産業動物獣医師の確保、食の安全性や消費者の信頼確保、高度獣医療の推進、大学における獣医学教育の適切な水準の確保、臨床獣医師の卒業後研修・生涯教育等については、獣医師養成系大学のない四国に教育水準の高い獣医学部を新設することで課題の解決に寄与できると考えられる。</p> <p>このため、本件特区提案について、計画部会の中でいつ、どのような形で議論していただけるのか考えをお示しいただきたい。</p> <p>また、獣医師の需給のあり方等について所管する貴省では、特区による規制の地域緩和を行うことが、獣医師の偏在等に対してどのような影響を及ぼすと想定されるのか見解をお示しいただきたい。</p>		
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	E	「措置の内容」の再見直し
<p>獣医療の提供体制の整備のための基本方針は農林水産大臣が全国的な観点から定めるものであり、また獣医学部の新設は獣医事審議会計画部会の審議事項ではないため、特区提案そのものが議論されることはない。</p> <p>また、「獣医師の需給に関する検討会報告書」において指摘されている獣医師の活動分野や地域偏在が発生する要因等については、分析を行った上で判断する必要があるため、当該計画部会での審議等を踏まえながら、引き続き必要に応じ文部科学省に対し獣医師の就業状況等の情報提供を行っていく。</p>			